

# 中小企業退職金共済制度

～中小企業の退職金を国がサポート～

上原会計事務所  
松本市島立 1095-1  
デザインセンタービル 2F  
Tel 0263-88-2514  
Fax 0263-88-2516

中小企業退職金共済制度(中退共)は、退職金制度を独自に準備することが困難な中小企業向けに準備された退職金制度で、以下の特長があります。

- ① 掛金は全額事業主の負担ですが、損金算入もしくは必要経費とすることができます。
- ② 手軽に退職金制度を準備でき、人材確保につながります。
- ③ 制度化されていて事務負担が軽く、外部積立という信頼感があります。
- ④ 新規加入時や掛金増額に助成があります。

自社で退職金制度の運用に手間を割けないが、従業員の意欲向上や人材の安定確保に努めたいといった場合には、有効な方法ですが、注意する点もあります。

## □短期間の退職の場合、掛金が掛け捨てになることがある

※掛金の納付が1年未満の場合、退職金は不支給となります。  
2年未満の場合、掛金相当額を下回る額になります。

## □掛金の減額変更が困難

※掛金を減額する場合には従業員の同意か厚生労働省大臣の認可が必要となります。  
従業員の不利益につながらないようにするためですが、経営状況に合わせた機動的な変更は許容されていません。

## □退職理由に応じて退職金に差はつけられない

※中退共の退職金は掛金の金額や支払期間に応じて変化します。  
掛金金額は従業員ごとに選択でき、給付額が固定的なことは、ある面でメリットでもあります。しかし、退職理由に応じて差をつけ、勤続意欲を高める設計をすることはできませんし、懲戒免職での退職金減額のケースでも、厚生労働大臣の認可が必要で掛金も返還されません。  
また退職金は、退職した従業員の請求に基づき、中退共本部から本人に直接支払われます。

特に中小企業の人手不足が叫ばれる中、人材確保の対策の検討は急務です。  
会社の状況に応じて、中退共制度が活用できるか否か吟味する必要があるでしょう。